

四街道市地域公共交通会議条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、<u>地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の推進に必要な事項を協議するため、四街道市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>市内における地域公共交通のあり方に関する事項</u></p> <p>(2) <u>地域の実情に応じたバス等による適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項</u></p> <p>(3) <u>市が運営する自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u></p> <p>(4) <u>地域公共交通計画に関する事項</u></p> <p>(5) <u>交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し、市長が必要と認める事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、委員<u>25人</u>以内をもって組織する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、<u>地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、四街道市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>市内における地域公共交通のあり方に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(2) <u>地域の実情に応じたバス等による適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(3) <u>市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(4) <u>交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める<u>こと。</u></u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。</p>

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2)～(12) (略)

3～5 (略)

(臨時委員)

第5条 交通会議に、特別な事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項に必要な者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 (略)

2 会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第7条 (略)

(部会)

第8条 交通会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 有識者

(2)～(12) (略)

3～5 (略)

(会議)

第5条 (略)

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第6条 (略)

3 第4条及び第6条の規定は、部会について準用する。

4 交通会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって交通会議の議決とすることができる。

第9条 (略)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7条 (略)

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。